

保健統計調査業務会計年度任用職員業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立函館保健所地域保健課において保健統計調査業務に従事する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

1 保健統計調査業務

- (1) 人口動態統計調査に関すること
- (2) 国民生活基礎調査に関すること
- (3) 衛生行政報告例に関すること
- (4) 地域保健・健康増進事業報告に関すること
- (5) 保健所事業概要の作成に関すること
- (6) その他厚生労働省が行う厚生統計調査に関すること(他課が所管するものを除く)

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間は、月曜日から木曜日までは、午前8時45分から午後3時30分までとし、金曜日は午前8時45分から午後3時45分までとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。
- (2) 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。
- (3) 週休日は、土曜日、日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定める。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日，1月3日および12月29日から12月31日までの日

(服務)

第6条 会計年度任用職員は、第3条に規定する職務を積極的に遂行し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 勤務時間中は、職務に専念すること
- (2) 上司の職務上の命令に従うこと
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと
- (4) 職務に係わる法令等に従うこと

(届出)

第7条 会計年度任用職員は、病気その他の理由で業務ができなくなったときは、直ちに所属長へ届け出なければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 会計年度任用職員は職務遂行にあたり、故意または過失によって市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(災害補償)

第9条 会計年度任用職員の公務災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。ただし、任用期間満了まで、または90日間は、報酬の支給をもって休業補償にかえるものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。